

指定障害福祉サービス（訪問系） 集団指導資料

目次（リンク有）

- [居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下、居宅介護等）事業者の責務](#)
- [指定・運営基準の遵守](#)
- [基準の概要](#)
- [各訪問系サービスの概要について](#)
- [障害福祉サービス等における輸送に係る法的取扱いについて](#)
- [重度訪問介護の適切な運用及び支給決定について（都事務連絡）](#)
- [介護保険と障害施策の適用関係（参考）](#)
- [在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅療養となる場合の訪問系サービスの提供について](#)
- [特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて](#)
- [運営における注意事項等について](#)
- [障害福祉サービス等情報公表制度について](#)
- [職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止について](#)
- [障害者虐待防止の推進](#)
- [障害者虐待の通報](#)
- [身体拘束等の適正化の推進](#)
- [業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化](#)
- [意思決定支援の推進](#)
- [本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）](#)
- [居宅介護計画の共有](#)
- [入院中の重度訪問介護利用の対象拡大（重度訪問介護）](#)
- [通院等介助等の対象要件の見直し（居宅介護）](#)
- [サービス提供責任者の資格要件見直しについて（同行援護）](#)
- [特定事業所加算について](#)
- [『業務管理体制の届出』について](#)
- [東京都からのお知らせ等について（電子メールでのお知らせ等）](#)
- [東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例等について](#)



●居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下、居宅介護等）事業者の責務

居宅介護等の事業所を運営する事業者においては、下記障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」または「法」という）第42条において定められた事業者の責務を正しく理解し、運営を行う必要があります。

第42条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない

- 2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。
- 3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

●指定・運営基準の遵守

居宅介護等の事業所を運営する事業者においては、下記障害者総合支援法第43条に定めのあるとおり、指定を受けた後も人員基準及び運営に関する基準を常に満たす必要があります。

第43条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
- 3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については主務省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参照するものとする。
 - 一 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数
 - 二 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積
 - 三 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの
 - 四 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員
- 4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に對しその必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならぬ。

●指定・運営基準の遵守

障害者総合支援法第43条第2項の“都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準”は東京都においては下記の条例を指します。

《東京都条例》東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例（平成24年12月13日東京都条例第155号）

参考：東京都例規集データベース（URL <https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/>）

また、障害者総合支援法第43条第3項中の“主務省令で定める基準”は居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の訪問系サービスにおいては、下記の省令を指します。

《主務省令で定める基準（基準省令）》

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)

上記省令についての解釈は、下記通知において定められています。また、人員に関する関係告示としては、下記告示があります。

《解釈通知》障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成18年12月6日障発第12060001号)

《人員に関する関係告示》指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）

障害者総合支援法や、上記基準省令については、右記リンク先のe-Gov 法令検索より参照可能です。

また、解釈通知や、関係告示については厚生労働省のホームページである法令等データベースサービスより検索することで、参照可能です。

なお、上記のe-Gov 法令検索及び法令等データベースサービスにおける操作方法等について、東京都福祉保健財団や東京都福祉局では御案内できませんので御承知おきください。

上記条例等に定められた指定障害福祉サービス事業所の運営上の基準を十分に理解した上で、当該条例等に定められた基準等を遵守し、適正な運営、サービスの提供を行ってください。

また、次のページからは、上記条例で定める、人員基準、設備基準、運営基準のうち主なものとともに、注意事項等を併せてお示しします。



●基準の概要

■人員基準

管 理 者：1名（常勤・専従）※兼務に制限あり

サービス提供責任者：事業の規模に応じて1名以上（常勤・専従）※兼務に制限あり

なお、事業の規模に応じて、1人を超える場合、常勤換算方法によることができる。

※サービス種類ごとに資格要件等の従事要件を確認（上記解説通知を参照してください）

居 宅 介 護 員 等：常勤換算方法で、2. 5人以上（サービス提供責任者含む）

※サービス種類ごとに資格要件等の従事要件を確認（人員に関する関係告示等参照してください）

※介護保険法の訪問介護と同一事業所で行う場合、併せて2. 5人以上で足りる

■設備基準（以下、運営基準含め、重度訪問介護、同行援護、行動援護について準用）

事務室、相談スペース、手指洗浄の設備、その他事業に必要な設備、備品（鍵付書庫ほか）等

■ 居宅介護運営基準（主なもの）

○管理者の責務等（条例第9条）

- ・管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。
- ・管理者は、事業所の従事者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

○サービス提供責任者の責務等（条例第10条）

- ・サービス提供責任者は、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の指定居宅介護の管理等を行うものとする。
- ・サービス提供責任者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的な指定居宅介護の内容等を記載した計画を作成しなければならない。
- ・サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族に、当該居宅介護計画の内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者に交付しなければならない。
- ・サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ変更を行わなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。
- ・サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。



●基準の概要

○運営規程（条例第11条）

- 事業者は、事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

《定めるべき事項》

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要な事項

○勤務体制の確保等（条例第12条）

- 事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めなければならない。
- 事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。
- 従業者の資質の向上のために研修の機会を確保しなければならない。
- 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

○業務継続計画の策定等（条例第12条の2）

- 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

後述しますが、業務継続計画の策定等について適正に行われていないことが判明した場合、基本報酬が減算されます。正しく理解し、適正に運営いただくようお願いします。



●基準の概要

○内容及び手続の説明及び同意（条例第13条）

- ・利用の申込に当たって、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。

○提供拒否の禁止（条例第15条）

- ・正当な理由なく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

○サービス提供困難時の対応（条例第17条）

- ・通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定居宅介護を提供することが困難であると認める場合は、他の居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

○受給資格の確認（条例第18条）

- ・受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しなければならない。

○身分を証する書類の携行（条例第22条）

- ・従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

記載すべき事項：事業者の名称、従業者の氏名

望ましい事項：写真の貼付、職能の記載

○ サービス提供の記録（条例第23条）

- ・指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を提供の都度記録しなければならない。

《記載する内容》

- ・指定居宅介護の提供日
- ・提供したサービスの具体的な内容（例：身体介護と家事援助の別 等）
- ・実績時間数
- ・利用者負担額

※利用者の確認を受ける必要があります。

なお、東京都の訪問系サービスにおいてはこれらの記録を紙で保存することまでは求めておりませんが、区市町村によっては紙での保存を求める場合があるようですので、請求先の区市町村に御確認ください。

また、電子的に記録・保存する場合は、後述する条例第209条において利用者の承諾・同意を得ることで、書面に代え記録・保存可とされておりますので御留意ください。



●基準の概要

○利用者負担額等の受領（条例第25条）

- ・利用者負担額の受領を受けること。
- ・利用者の選定により通常の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合はそれに要した交通費の支払を受けることができる。
- ・支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- ・交通費等の支払を受ける場合は、あらかじめ利用者に対し、内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

○介護給付費の額に係る通知等（条例第27条）

- ・事業者は、法定代理受領により指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

○指定居宅介護の基本取扱方針（条例第28条）

- ・指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。
- ・事業者は、提供する指定居宅介護の質の評価を行い常に改善を図らなければならない。

○指定居宅介護の具体的取扱方針（条例第29条）

- ・指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次のとおりとする。
 - 一 指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定居宅介護の提供方法等について説明を行うこと。
 - 二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。
 - 三 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定居宅介護の提供を行うこと。
 - 四 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

○同居家族に対するサービス提供の禁止（条例第31条）

- ・事業所の従業者に、利用者が従業者の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定居宅介護の提供をさせてはならない。



●基準の概要

○緊急時等の対応（条例第32条）

- 事業所の従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

○衛生管理等（条例第34条）

- 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、下記の措置を講じなければならない。
 - 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

○掲示（条例第35条）

- 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。
- 上記に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、上記の規定による掲示に代えることができる。

以下を掲示しておく必要があります。

- 重要事項説明書
- 運営規程
- 従業者の勤務体制
- ※職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示（従業者の氏名までは不要）
- 事故発生時の対応
- 苦情処理の体制（苦情解決の概要）
- 第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）
- その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項

※利用者又はその家族に対しての見やすい場所（事務室ではなく、相談室等）に掲示し、利用者等が確認できるようにしてください。

※重要事項説明、運営規程等、複数頁にわたるようなものの場合、紙でファイルに綴じ込むことでも問題ありません。



●基準の概要

○身体的拘束等の禁止（条例第35条の2）

- ・指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- ・やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- ・身体的拘束等の適正化を図るため、下記の措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- ・上記の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

後述しますが、身体的拘束等の適正化に関する措置が講じられていない場合、基本報酬が減算されます。正しく理解し、適正に運営いただけようお願いします。

○秘密保持等（条例第36条）

- ・事業所の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ・従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ・他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際はあらかじめ文書により、当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

○苦情解決（条例第39条）

- ・利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための相談窓口、苦情解決の体制及び手順等事業所における苦情を解決するための措置を講じなければならない。
- ・苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。
- ・区市町村、都道府県の調査への協力、指導・助言に従って必要な改善を行わなければならない。



●基準の概要

○事故発生時の対応（条例第40条）

- ・都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- ・利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

日頃より、利用者に対する支援状況の確認、ヒヤリハット事例の分析と合わせて事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行うことで、事故防止対策を徹底していただくようお願いします。

また、万が一事故等が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族・区市町村・都に対する報告を下記リンク先のフォームよりお願いします。

【都報告先】障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）電話 03-5320-4325

【事故報告フォーム】<https://logoform.jp/form/tmgform/830433>

※令和6年12月20日より当該フォームより提出いただくこととなっております。

サービス種別によりフォームが分かれていますので、提出先を誤ることがないよう、御注意ください。

下記に、都に報告のあった実際の事故事例を参考までに掲載します。

○都に報告のあった事故報告事例

- ・風呂場で利用者が転倒し、出血
- ・車いすに移乗の際転倒し、骨折
- ・車いすで歩行中に段差で転倒
- ・ホームと電車の間に足が落ち、けが
- ・バス内で転倒し、けが
- ・ストーブに触れ、やけど
- ・行動援護で見失い（公園、電車ホーム、スーパー）
- ・利用者が外出先で通行人を突き飛ばす、子供をたたく
- ・メールで個人情報を誤送付 等



●基準の概要

○虐待の防止（条例第40条の2）

- ・虐待の発生及び再発を防止するため、下記の措置を講じなければならない。
 - 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。
 - 二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 三 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ・上記の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

後述しますが、虐待の防止に関する措置が講じられていない場合、基本報酬が減算されます。正しく理解し、適正に運営いただくようお願いします。

○会計の区分（条例第41条）

- ・事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

○記録の整備（条例第42条）

- ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。
- ・利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならぬ。

○電磁的記録等（条例第209条）

- ・作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。
- ・指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。



●各訪問系サービスの概要について

(1) 居宅介護

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜（※）を供与すること。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」または「法」という）第5条第2項）

（※）調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助（障害者総合支援法施行規則第1条の3（以下「施行規則」という）

【サービスの内容】

・身体介護

居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護 ※（単なる）見守り業務及び外出時の介助は居宅介護サービスには含まれません。

・家事援助

単身の世帯に属する利用者又は家族等と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病、就労等の理由により、当該利用者又は家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、行われる調理、洗濯、掃除等の家事の援助
(これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生じる利用者に対して行われるもの)

・通院等介助（身体介護を伴う・身体介護を伴わない）

通院等（入院と退院を含む。）又は官公署並びに指定地域移行支援事業所等への移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助
※以下の要件も通院等介助の対象になります。

- ・官公署（国、都道府県及び区市町村の機関、外国公館（外国の大天使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設）並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所）に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合。また、相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合

・通院等乗降介助

通院等のため、ヘルパーが自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助

従前は「通院等乗降介助」等を実施するにあたり、運輸局での許可・登録等が必要とされておりましたが、令和6年4月16日付厚生労働省・子ども家庭庁事務連絡「障害福祉サービス等における輸送に係る法的取扱いについて」により、“有償”の運送にあたらない場合は運輸局での許可は不要とされています。

実施する行為が“有償”的な運送にあたるか等については、所管の運輸局にお尋ねください。

なお、当該事務連絡については、障害者サービス情報サイトにも掲載しております。→[15 その他制度改正等（報酬改定以外）](#)



●各訪問系サービスの概要について

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの（※1）につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜（※2）及び外出時における移動中の介護を総合的に供与すること。（法第5条第3項）

※1 重度の肢体不自由者、重度の知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するもの。

（施行規則第1条の4）下線部：平成26年4月より、重度の知的障害者・精神障害者にも対象が拡大されました。

※2 調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言及びその他の生活全般にわたる援助（施行規則第1条の3）

※3 病院等に入院又は入所中の障害者に対する意思疎通の支援等も含む。

重度訪問介護では、日常生活全般に常時の支援をする重度の肢体不自由者等に対して、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出（※）介護などのサービスについて、比較的長時間にわたり、総合的かつ継続的に提供します。

※但し、通勤、営業活動等の経済活動等に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。

（以下、（3）同行援護、（4）行動援護においても同じ）

（3）同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜（※）を供与すること。（法第5条4項）

※外出時において、当該障害者等に同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助（施行規則第1条の5）

（4）行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、居宅内や外出時において当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、その他の厚生労働省で定める便宜（※）を供与すること。（法第5条第5項）

※外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際に必要な援助（施行規則第2条）



●障害福祉サービス等における輸送に係る法的取扱いについて

事務連絡
令和6年4月16日

各都道府県 指定都市 中核市 児童相談所設置市
障害保健福祉主管部局、児童福祉主管部局御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
企画課自立支援振興室こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉サービス等における輸送に係る法的取扱いについて

日頃より、障害福祉行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省において、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」（令和6年3月1日国自旅第359号各地方運輸局自動車交通部長・沖縄総合事務局運輸部長宛国土交通省物流・自動車局旅客課長通知）（以下「ガイドライン」という。）が発出されました。

このため、令和6年3月1日以降は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害福祉サービス等における輸送に係る法的取扱いについては、このガイドラインに基づき、下記のとおり取り扱うこととするので、内容について御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

また、本事務連絡については、国土交通省物流・自動車局旅客課と協議済みであることを申し添えます。

なお、平成18年9月29日付け事務連絡「介護輸送に係る法的取扱い方針について」は廃止しますので、ご留意いただくようお願い致します。

記

1. 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく移動支援等の運送について

①障害者総合支援法に基づく居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び地域生活支援事業の移動支援事業を実施する事業者が行う障害者及び障害児の運送については、道路運送法（昭和26年法律第183号）上、運送サービスに対する報酬が支払われないと扱われるものは、有償の運送には該当しないため許可（同法第4条又は第43条の事業許可）又は登録（同法第79条の登録）は不要である。

※乗降介助が障害福祉サービス等報酬の対象となっている場合でも、運送は障害福祉サービス等の対象外であり、利用者から運送の反対給付として金銭を收受しない場合は、許可又は登録は不要である。

②居宅介護等の従業者が自己の車両で障害者及び障害児を有償で運送する場合については、一定の手続及び条件の下で、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けることができる。

③障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所並びに児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて事業者が行う障害者及び障害児の運送については、障害福祉サービス等報酬上の送迎加算を算定して行う場合も含め、障害福祉サービス等報酬以外の当該運送に特定した反対給付がない場合は、道路運送法上の許可又は登録は不要である。

（別添資料）

- 「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」（令和6年3月1日国自旅第359号各地方運輸局自動車交通部長・沖縄総合事務局運輸部長宛国土交通省物流・自動車局旅客課長通知）

（参考）

- 「介護輸送に係る法的取扱い方針について」（平成18年9月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

●重度訪問介護の適切な運用及び支給決定について

事務連絡

令和3年3月19日

各区市町村 障害福祉主管課長 殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部

地域生活支援課長

重度訪問介護の適切な運用及び支給決定について

日頃から東京都の障害福祉施策の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

重度訪問介護は、日常生活全般に常時の支援を要する重度の障害者に対して、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護などが、比較的長時間にわたり、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものですが、利用者から「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応する見守りを含むサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。介護保険を参考に一律にサービス内容を制限されている。」といった声が寄せられています。

このことについて、厚生労働省は令和3年3月12日に、障害保健福祉関係主管課長会議資料において、「重度訪問介護は、介護保険の訪問介護と違い、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと。なお、『指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について』（平成12年11月16日付老振第76号）は、

重度訪問介護には適用又は準用されないことに留意されたい。」としています。

つきましては、別紙を御参照いただき、運用及び支給決定が適切に行われるよう、改めてお願ひいたします。

また、各区市町村で独自に作成された要綱、パンフレット等について、上記の介護保険通知を準用して重度訪問介護のサービス内容を記載されている事例が見受けられますが、今回の国資料に基づいた内容になっているか改めて御確認いただくようお願いいたします。

（別紙）

厚生労働省ホームページ 「障害保健福祉関係会議資料について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaigi_shiryou/index.html

令和3年3月12日：主管課長会議資料

➢(5)障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室

➢資料5-2 (P173～P247) [PDF形式：6,493KB]の235ページ (pdfの63ページ)、245～247ページ (pdfの73～75ページ)

(235ページ (pdfの63ページ) の抜粋)

⑨ 訪問系サービスについて

（6）訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

② 重度訪問介護等の適切な支給決定について

ア重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成19年2月16日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

（イ）重度訪問介護は、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りとともに、身体介護等を総合的かつ断続的に提供するサービスであるが、利用者から「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応する見守りを含むサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。介護保険を参考に一律にサービス内容を制限されている。」といった声が寄せられているところである。

重度訪問介護は、介護保険の訪問介護と違い、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと。

なお、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16日付老振第76号）は、重度訪問介護には適用又は準用されないことに留意されたい。

また、深夜帯に利用者が就寝している時間帯の体位交換、排泄介助、寝具のかけ直しや見守りなどの支援にかかる時間についても、医療的ケアの有無だけでなく、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給決定を行うよう、管内市町村へ周知されたい。

なお、居宅介護においても、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16日付老振第76号）は適用又は準用されません。（令和3年3月国からの回答）

●介護保険と障害施策の適用関係（参考）

抜 粋

障企発第0328002号
障障発第0328002号
平成19年3月28日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
障害福祉課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と
介護保険制度との適用関係等について

抜 粋

[1]優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付とされている（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第2条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

[2]介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聞き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けられることが可能か否かを適切に判断すること。

なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービスの内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。



4福保障地第909号
令和4年9月9日

居宅介護、重度訪問介護、
同行援護及び行動援護事業所 管理者 殿

東京都福祉保健局
障害者施策推進部地域生活支援課長

在宅で生活する障害者が新型コロナウィルス感染症に感染し、 自宅療養となる場合の訪問系サービスの提供について

平素より、東京都の障害者施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

標記の件については、令和3年2月16日付厚生労働省事務連絡「在宅で生活する障害者が新型コロナウィルス感染症に感染した場合の留意点等について」において、在宅で生活する障害者が新型コロナウィルス感染症に感染し、入院不要との医師判断の下自宅等で療養する場合、利用者である在宅で生活する障害者に発熱等の症状がある場合であっても、十分な感染防止対策を前提として、必要なサービスが継続的に提供されることが重要であるとされております。

一方、在宅で生活する障害者が新型コロナウィルス感染症に感染した場合、感染予防を理由に事業者から派遣を断られるという声も聞かれます。

これまで、厚生労働省が作成した感染対策に係るマニュアルや動画について、メールや東京都障害者サービス情報(<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/>)により、情報提供をさせていただいたところですが、在宅で生活する障害者が新型コロナウィルス感染症に感染し自宅療養となる場合の適切な対応等について、改めて別紙のとおり整理しました。

事業者におかれましては、訪問系サービスの必要性を確認し、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要なサービスが引き続き継続して提供されるようお願い申し上げます。

在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意点

＜サービス提供にあたっての留意点＞

- ・自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しないこと。
- ・感染者・**感染者と接触があった者**とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。
- ・訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行う。長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。
- ・訪問時には、**換気**を徹底する。
- ・ケアに当たっては、職員は使い捨て手袋と不織布マスクを着用すること。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグルやフェイスシールド、使い捨て袖付きエプロン、ガウン等を着用する。
- ・体温計等の器具を他の家族と共有する場合については、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・サービス提供時と終了時に、（液体）石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

＜個別のケア等の実施に当たっての留意点＞

感染者・**感染者と接触があった者**に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意すること。



(i) 食事の介助等

- ・なるべく対面を避ける。
- ・食事はなるべく使い捨て容器を使用する。
- ・食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫を行う。

(ii) 排泄の介助等

- ・排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、不織布マスク、使い捨て袖付きエプロン等を着用する。

(iii) 入浴の介助等

- ・介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む）については、原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。

(iv) 環境整備

- ・部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。

＜その他＞

- ・サービスを提供する者のうち、基礎疾患有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
(厚生労働省事務連絡を一部改変)

○障害福祉サービス事業所等職員のための感染症対策の研修会の動画

(厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00008.html

基礎編 1 : 感染症について正しく知ろう

基礎編 2 : もしも感染症が発生した場合の対応策

応用編 1 : 実例に学ぶ ~福祉施設で感染が発生したらどう動けばよいか?

応用編 2 : 市中感染、家庭感染はこうして防ごう ~施設職員のための注意ポイント~

応用編 3 : 保健所の活用のしかた ~どんな時に頼ればいいの?~

応用編 4 : 訪問サービスの感染を防ぐワンポイント・アドバイス

応用編 5 : 施設職員のための今日からできるメンタルケア

応用編 6 : 通所系事業所における感染症対策の実例

応用編 7 : コロナ対策で役立つICT／リモート導入の手ほどき

○訪問介護職員のためのそだつたのか！感染対策

(厚生労働省) https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc

① あなたが利用者宅にウイルスをもちこまないために

② 利用者とあなたの間でウイルスのやりとりをしないために

③ あなたがウイルスをもちださないために

④ あなたがウイルスをうけとらない、わたさないために



(動画23～26分辺り)

ケア＝濃厚接触にしない4つのポイント

①換気 訪問したらまずは換気を

②手指消毒or手洗い ケア前後に必ず

③マスク 終日・汚損時に交換

④グローブ着用 体液を触れるときは必ず

もし相手がコロナに感染していても濃厚接触にならないこと

高齢者介護向けの動画
とはなっておりますが、
感染防止策としては共通
するものとなっています。

●特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて

事務連絡

令和6年8月20日

都内医療機関 御中

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の 入院時における支援者の付添いの受入れについて

日頃から東京都の障害福祉施策の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

重度障害者等の入院時のヘルパーの付添いにつきましては、令和5年12月14日付けの当課事務連絡「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」【R5事務連絡】にて、お知らせさせていただいたところです。

このたび、厚生労働省では令和6年度障害福祉サービスの報酬改定において、利用者が病院に入院する際の情報提供が円滑に行われるよう、重度訪問介護事業所が作成する入院時情報提供書の様式例【R6別紙1】が示されるとともに、付添いに関して事業所が報酬を算定できる対象者も拡大【R6別紙2】されました。
つきましては、重度の障害者等が入院に当たって支援者の付添いが認められていること等、改めて病院等の職員（医師、看護師等）に対し制度を周知いただくとともに、付添いの受入れについて積極的に検討をお願い申し上げます。（高度治療室、集中治療室等も対象範囲内です）

なお、病院等に入院又は入所中の利用者への重度訪問介護の提供に当たっては、具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように重度訪問介護事業者等の職員と十分に調整する必要があるため、当該調整等について御理解、御協力をお願い申し上げます。

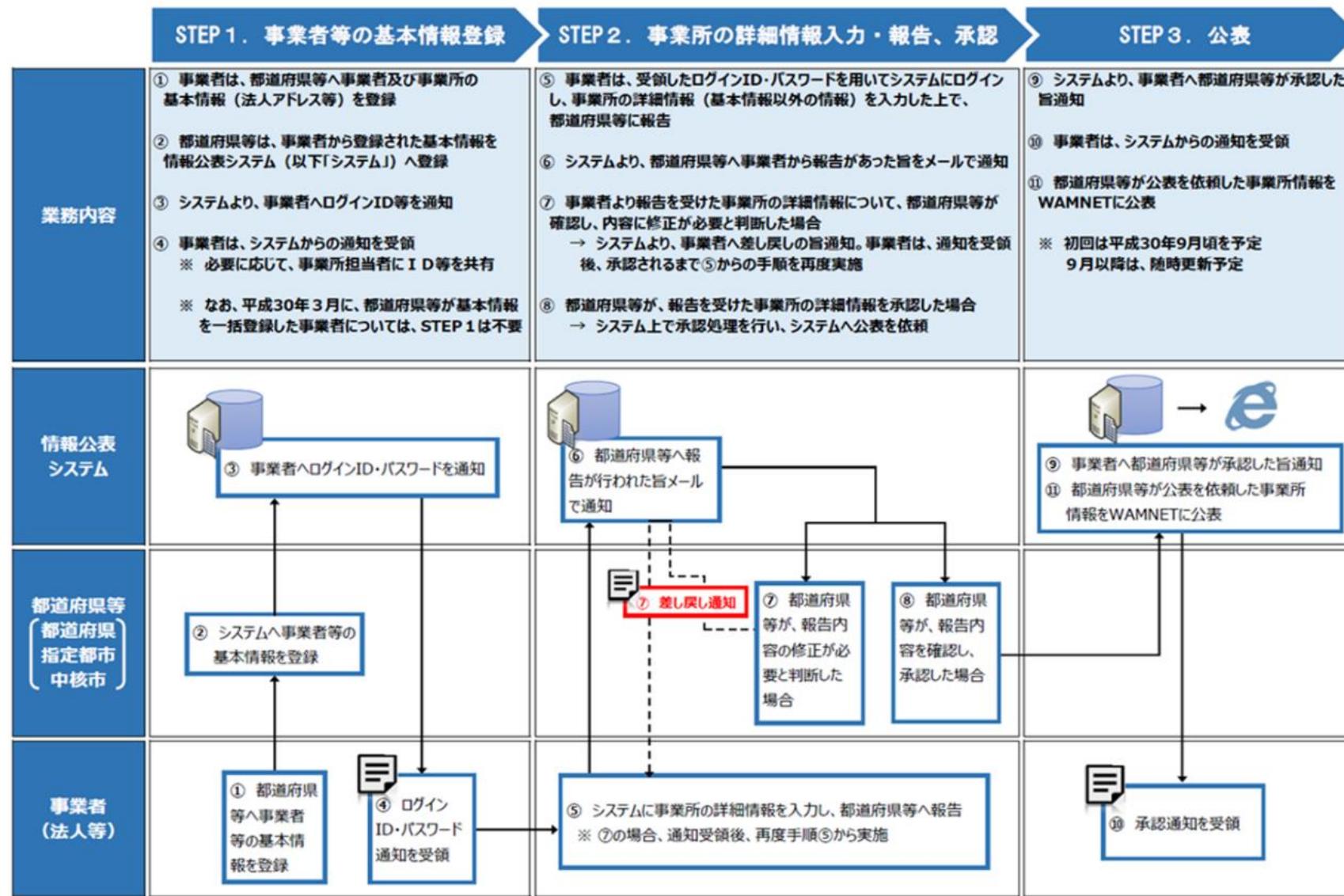
関連する事務連絡や別紙等については、下記リンク先より御確認ください。

障害者サービス情報リンク先：[12 入院中の重度訪問介護の利用等について](#)



●障害福祉サービス等情報公表制度について

(参考) 平成30年4月以降における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー



利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成28年5月に成立した改正障害者総合支援法及び児童福祉法において、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設し、平成30年4月に施行されました。

情報公表制度に係る事業者、都道府県等の業務フローは左図のとおりですが、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを使用して報告を行っていただく必要があります。

新規指定を受けられた場合、東京都福祉保健財団宛に御提示いただいたメールアドレス宛にログインID及びPWを通知し（左記フロー④）当該ID,PWによりシステムへログインした上で各障害福祉サービス事業所において情報を入力・報告いただいており（上記フロー⑤）

その内容について都で承認したのちに、当該システム上で公表されることとなっております（下記フロー⑧、⑨、⑩、⑪）。

初回の報告（入力）をされた後、次年度以降は5月から7月末までに報告をいただくこととなっておりますので、毎年度報告の必要がある点に御留意ください。また、未報告である場合、情報公表未報告減算（所定単位数の5%減算）が適用される場合がありますので必ず報告を行っていただくようお願いいたします。

なお、令和7年度の国通知改正により従前の「基本情報」及び「運営情報」に加え、「経営情報」に係る報告を行うことが必要となりました。大変御負担をお掛けしますが、適切に御対応いただくようお願いします。

《参考》

- ◎障害福祉サービス等情報公表制度 | 厚生労働省
- ◎B 障害福祉サービス等情報公表制度

→東京都障害者サービス情報

ログインにお困りの場合は上記東京障害者サービス情報のリンクを御確認ください



●運営における注意事項等について（次ページ以降）

次ページ以降、基準省令“障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）”や条例で定められている運営基準のうち近年の報酬改定で義務化された事項や、都からの注意事項等を掲載しております。

次ページ以降、下記例のように見出しの末尾に「※+サービス名称」の記載がある場合、当該サービス固有の事項となります。一方、上記の記載が無い場合は前サービス共通の事項となりますので、それを念頭に御確認ください。

例：●入院中の重度訪問介護利用の対象拡大 ※重度訪問介護
→重度訪問介護固有の事項

例：●職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止について
→全サービス共通の事項



●職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止について

令和3年度から職場におけるハラスメントの防止のための項目が以下のとおり規定されております。

(1) 事業者が講すべき措置

ア 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること

イ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。

(2) 事業者が講じることが望ましい取組について

顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、

①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）

③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

が規定されています。以下のURLより内容を御確認ください。

○職場におけるハラスメントの防止について 厚生労働省ホームページリンク先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



●障害者虐待防止の推進

令和4年度から以下の取組が義務化されたところですが、未実施の場合、令和6年4月から基本報酬が減算されることとなっておりますので御留意ください。（所定単位数の1%減算）

ア 虐待防止委員会の定期的な開催（年1回）と委員会での検討結果の従業者への周知徹底

イ 従業者への定期的な研修の実施（年1回及び新規採用時に必ず実施）

ウ 虐待防止のための担当者の配置

※虐待防止のための措置に関する事項は、運営規程において定める必要があります。

○運営規程記載例

東京都障害者サービス情報リンク先

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=079-002>

また、虐待防止委員会（身体拘束適正化検討委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、事業所の管理者及び虐待防止担当者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいとされています。

参考：[障害者虐待防止・権利擁護研修事業](#) | 公益財団法人 東京都福祉保健財団



●障害者虐待の通報

障害者虐待（疑いを含む。）については、障害者虐待防止法に基づき区市町村（実施機関）へ通報する義務がありますので、必ず区市町村に通報した上で行政と連携して対応してください。

障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きたときには「通報義務」があり「通報しない」選択肢はありません。区市町村虐待防止センターに通報し、区市町村、都道府県の事実確認をうけることが必要です。

※虐待等を発見した職員が、直接区市町村等へ通報する場合、通報した職員は通報したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないこととされています。各施設・事業所におかれましては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、障害者虐待防止法に対する理解を深めてください。

※各施設・事業所におかれましては、区市町村へ通報後、事故報告書を作成いただき、事故報告フォームより、都在宅支援担当宛に提出してください。

【事故報告フォーム】<https://logoform.jp/form/tmgform/830433>

【報告書様式】<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=002-022>



●身体拘束等の適正化の推進

以下の取組を未実施の場合、令和5年4月から基本報酬が減算されているところですが、令和6年4月より減算額の見直しが行われておりますので御留意ください。

[見直し前]

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

[見直し後]

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

《取組み》

- ア やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会（身体拘束適正化検討委員会）の定期的な開催（年1回）と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ウ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- エ 従業者への定期的な研修の実施（年1回及び新規採用時に必ず実施）

●業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

令和6年度から以下の取組が義務化されていますが、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、**令和7年4月から基本報酬が減算されることとなっております**ので御留意ください。（所定単位数の1%減算）

ア 感染症対策の強化

委員会の開催(*1)、指針の整備、研修の実施(*2)、訓練（シミュレーション）の実施(*3)

イ 業務継続に向けた取組の強化

業務継続計画等の策定、研修の実施(*2)、訓練（シミュレーション）の実施等(*3)

業務継続計画については、国からガイドラインやひな形も示されていますので御活用ください。

*1 定期的な委員会の開催：概ね6月に1回以上

*2、3 定期的な研修、訓練（シミュレーション）の実施：年1回以上

《参考》業務継続計画に係る国のマニュアル等

○ 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○ 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html



●意思決定支援の推進

令和6年度より、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定事業者は意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮するべきとされております。

- ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。
- イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。
- ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

また、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとされております。



●本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

令和6年度より、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきとされております。

なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めてください。

●居宅介護計画の共有

居宅介護計画を作成した際には、利用者及び同居家族に対して交付することとされておりましたが、令和6年度より、居宅介護計画を作成した際には、利用者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う相談支援事業者に対しても交付することとされたほか、サービス提供責任者は、以下の取組を行うこととされております。

- ア サービス等利用計画を踏まえた居宅介護計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図るものとする。
- イ 他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。なお、モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議に出席する等の方法により連携強化を図るものとする。



●通院等介助等の対象要件の見直し ※居宅介護

令和6年度より、居宅介護の通院等介助等について、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とされております。

『通院等介助等の対象要件の見直し』

[改正後] （改正箇所下線）

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

なお、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス、地域活動支援センター、地域生活支援事業の生活訓練等及び日中一時支援から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に算定することができる。

●入院中の重度訪問介護利用の対象拡大 ※重度訪問介護

令和6年度より、入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（改正前は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とされることとなっております。



●サービス提供責任者の資格要件見直しについて

※同行援護

同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」を一部改正し、サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者が追加されております。

- ①同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（現行カリキュラムの養成研修修了者を含む。）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者
- ②同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）なお、①を満たす場合は、②も満たすこととされています。

本件については、厚生労働省より事務連絡が発出されており、それに伴い都からも別途通知を発しております。下記リンク先の障害者サービス情報サイトに掲載している資料についても併せ御確認ください。

東京都障害者サービス情報：[9 報酬改定資料](#)



●特定事業所加算について

訪問系サービスを行う事業所においては、体制要件、人材要件、重度障害者対応要件のうち、一定の要件を満たすことで所定単位数に対する加算（特定事業所加算）を算定できます。算定に際しては“介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書”が必要となりますが、各月15日までに東京都福祉保健財団宛にお送りいただき、内容に不備等が無ければ翌月のサービス提供分から算定が可能です。

特定事業所加算の算定要件は厳格に定められておりますが、届出後（算定可となった後）も算定要件を満たしているか隨時チェックを行っていただき、算定要件を満たさないこととなった場合には、直ちに“介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書”を提出してください。

東京都や区市町村による運営状況の確認調査等により、特定事業所加算の算定要件を満たしていないことが判明した場合、要件を満たしなくなった時点からの報酬が返還対象となる場合がありますので、隨時のチェックを徹底していただくようお願いします。

《参考》東京都障害者サービス情報：5 特定事業所加算関連（処遇改善加算は別）

上記リンク先に、提出様式、チェックリスト等が掲載されています。提出にあたっての御不明点等は東京都福祉保健財団宛にお問合せください。



●『業務管理体制の届出』について

平成24年4月1日から事業者（法人）は指定を受けた後、障害者総合支援法第51条の2及び第51条の31の規定に基づき **『業務管理体制の届出』の提出が義務付けられています**（事業者（法人）単位の届出が必要です）。

なお、届出状況の確認については、東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当（03-5320-4325）まで御連絡ください。

また、届出済みの場合であっても、以下に該当する場合は届出が必要ですので御注意ください。

- ・事業所が2以上の都道府県に所在することとなった場合
⇒区分の変更の届出（第25号様式）
- ・届出事項に変更がある場合（法人の名称、所在地、法令遵守責任者等の変更等）
⇒業務管理体制の変更届出（第26号様式）

●東京都からのお知らせ等について（電子メールでのお知らせ等）

訪問系サービスを行う事業所の皆様に対しては、東京都福祉局から電子メールで障害福祉サービスに係るお知らせ等を送付しています。

指定申請時、更新時にお知らせいただいたアドレス宛に隨時送信しておりますので、東京都福祉局からのお知らせ等が届かない場合は下記フォームより申請ください。

→ [【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護】事業所メールアドレス登録フォーム](#)

《参考》東京都障害者サービス情報：[14 お知らせ用メールアドレスの登録について](#)



●東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例等について

関連ホームページ等については以下のとおりです。

○東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例等

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/sabetsukaisho_yougo/kaisyoujourei/index.html

○厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sabetsu_kaisho/index.html

ガイドライン等が掲載されておりますので、適宜御参照ください。

